



### 記載できない項目がある場合は？

「その内容が定められない正当な理由」があれば、その事項を記載せず、暫定的に発注書面を交付することが認められている。

例) ユーザーが求める仕様が決まらず具体的な委託内容が確定されない。

#### 【対応方法①】

初回の書面に、内容が定められない理由、内容が確定できる予定日を必ず記載する。

初回	注文書	平成〇年〇月〇日
受注者(乙) : A株式会社 御中		
発注者(甲) : Y株式会社		
甲は乙に以下のとおり注文する。		
業務(給付)の内容		
詳細仕様は未定(後日交付する「▲▲仕様書」による)		
納期 平成〇年x月x日	納入場所 弊社〇〇課	検査完了期日 平成〇年x月x日
契約金額 未定	支払期日 平成〇年x月x日	支払方法 口座振込
<b>対応方法①</b> 未定の事項が定められない理由: ユーザーの仕様が未定のため。 未定の事項の内容を定める予定時期日: 平成〇年〇月〇日		

#### 【対応方法②】

補充する(2回目発行)書面には、未確定であった内容を記載し、初回の書面との相互性も明確にする必要がある。

補充	注文書	平成〇年〇月〇日
受注者(乙) : A株式会社 御中		
発注者(甲) : Y株式会社		
<b>対応方法②</b> ・業務(給付)の内容 別添「▲▲仕様書」とおとり ・契約金額 108,000円 (消費税相当額 8,000円を含む) 本注文書は、平成〇年〇月〇日付けの注文書の記載事項を補充するものである。		

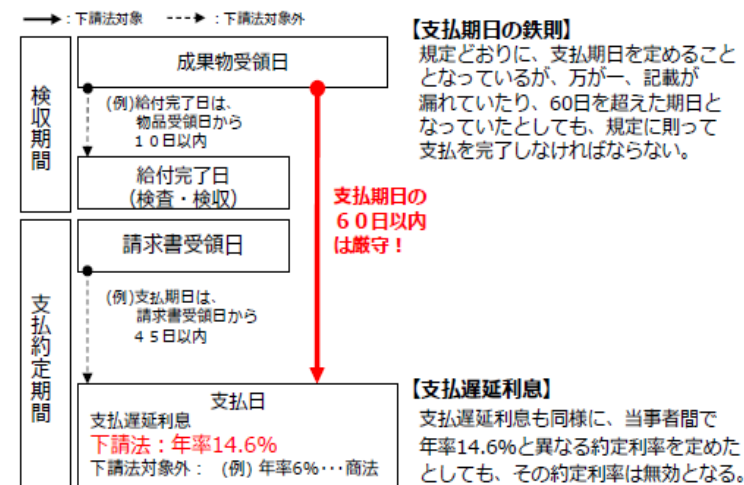
## 2) 支払期日を定める義務

親事業者は、下請事業者との合意に基づいて、下請代金の支払期日を定める義務がある。

期日設定にあたっては、下請事業者の給付の内容について検査するかどうかに係わらず、物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日以内で、できる限り短い期間内とする。

## 3) 支払遅延利息の義務

支払期日を過ぎた場合、親事業者は下請事業者に、年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。



### 下請法第2条の2(下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

### 下請法第4条の2(遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。